

六戸町農業委員会 3月定例総会議事録

開催年月日	平成25年3月21日 (木) 午後 3 時 00 分		
開催場所	六戸町役場 二階大会議室		
出席委員	1番 古里厚子	2番 小野寺邦男	3番 渡辺耕一
	5番 小泉兼雄	6番 三浦英雄	7番 山本英雄
	8番 木村喜和	9番 久田伸一	12番 岡田寛視
	13番 小林勲	14番 高館孝	15番 金淵盛一
欠席委員	10番 四木俊一	11番 新山秀男	
職務のため出席した職員	事務局長・事務局次長・主査		
書記及び 議事録署名者	書 記 : 事務局主査 参 与 : 事務局長 議事録署名者 : 1番 古里厚子 委員・14番 高館孝 委員		

議 案	
町 報告第 2 4 号	農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について
報告第 2 5 号	農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知書の受理について
報告第 2 6 号	農地登録の有無等についての照会について
議案第 2 6 号	農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく農業委員会の許可について
議案第 2 7 号	六戸町農用地利用集積計画（案）について
議案第 2 8 号	特定農地貸付け承認について

日 程	発 言 者	発 言 の 要 旨
1. 開 会	事務局	<p>定刻になりましたのでこれより、3月農業委員会定例総会を開催します。六戸町農業委員会会議規則第6条により定足数に達しておのますので総会が成立することを報告します。</p> <p>それでは、開会にあたりまして会長より挨拶をいただきます。</p>
	会 長	金淵会長挨拶（省略）
	事務局	業務報告について局長よりお願いします。
	事務局長	資料に基づき業務報告を行う。
	事務局	六戸町農業委員会会議規則第8条により会長が議長となり、総会の進行を行いますので宜しくお願いします。
2. 開会宣言	議 長	<p>それでは、ただ今より3月総会を開会いたします。（15時分00分）</p> <p>本日の欠席委員は、1番古里厚子委員です。</p>
3. 議事録署名委員の指名	議 長	議事録署名委員の指名については、1番古里厚子委員・14番高館孝委員を指名します。
4. 参与、書記の指名	議 長	参与、書記の指名については、参与に事務局長、書記には事務局主査を指名します。
5. 会議規則第11条の確認	議 長	会議規則第11条（法律第24条）の確認については、議案第26号において11番新山秀男委員が該当します。

報告第24号	議 長	<p>それでは、町議案の審議に入ります。 報告第24号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について」を議題といたします。 事務局の説明を求めます。</p>
	事務局長	<p>報告第24号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について」ご説明致します。 農地法施行規則第25条第1項の規定により、別紙のとおり相続等による権利取得の届出書を受理したので報告するものであります。 町議案3頁～4頁により説明（省略）</p>
	議 長	<p>事務局からの説明が終わりましたので、質疑を受けます。 質疑ありませんか。</p> <p>～なしの声あり～</p>
	議 長	<p>質疑がないようですから、質疑を終結いたします。 これより、報告第24号を採決いたします。おはかりいたします。 本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。</p> <p>～異議なしの声あり～</p>
	議 長	<p>異議なしと認めます。よって報告第24号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について」は、原案のとおり承認することに決定しました。</p>
報告第25号	事務局長	<p>つづいて、報告第25号「農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について」を議題といたします。 それでは事務局の説明を求めます。</p> <p>報告第25号「農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について」ご説明致します。 農地法施行規則第68条第1項の規定により別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告するものであります。 町議案6頁により説明（省略）</p>

報告第26号	議長	事務局からの説明が終わりましたので、質疑を受けます。 質疑ありませんか。 ～なしの声あり～
	議長	質疑がないようですから、質疑を終結いたします。 これより、報告第25号を採決いたします。 おはかりします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。 ～異議なしの声あり～
	議長	異議なしと認めます。よって報告第25号「農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について」は、原案のとおり承認することに決定致しました。 つづいて、報告第26号「農地登録の有無等についての照会について」を議題といたします。 それでは事務局の説明を求めます。
	事務局長	議案第26号「農地登録の有無等についての照会について」ご説明致します。 青森地方裁判所八戸支部から別紙土地が農地として、農地基本台帳に登録されているかについて照会があったので、現地調査等の結果に基づき別紙のとおり回答したので報告するものであります。 町議案8頁により説明（省略）
	議長	事務局からの説明が終わりましたので質疑を受けます。 質疑ありませんか。 ～なしの声あり～
	議長	質疑がないようですから、質疑を終結いたします。 これより、報告第23号を採決いたします。 おはかりします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。 ～異議なしの声あり～

議案第26号	議 長	<p>異議なしと認めます。よって報告第26号「農地登録の有無等についての照会について」は、原案のとおり承認することに決定致しました。</p> <p>つづいて議案第26号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題と致します。 それでは事務局の説明を求めます。</p>
	事務局長	<p>議案第26号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」ご説明いたします。 農地法施行令第3条第1項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、審議を求めるものであります。 町議案10頁～15頁により説明（省略） 以上により、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると思います。</p>
	議 長	<p>それでは委員の方々が現地調査をしておりますので、代表委員より報告をお願いします。</p>
	代表 8番木村委員	<p>町案件の21件の現地を確認しましたが、全て適正に耕作されており問題となる土地はありません。</p>
	議 長	<p>事務局及び代表委員による報告が終了しましたので、質疑を受けます。 質疑ありませんか。</p>
	6番三浦委員	<p>議案では、経営廃止が結構みられるが利農給付金等の適用になっているのか。</p>
	事務局	<p>現段階では、「人・農地プラン」の策定や町への白紙委任等の条件があり、今回の案件は全てお互いに相手を探しているのが該当には成りません。</p>
	議 長	<p>その他にありますか。</p>
	9番久田委員	<p>議案の様式ですが、説明によると後継者への贈与の他に贈与の案件があるが、その旨を議案に明記できないか。</p>
事務局	<p>次の総会より議案の申請事由にカッコ書き等で明記します。</p>	

議案第27号	議 長	他に質疑ありませんか。 ～なしの声あり～
	議 長	質疑がないようですから、質疑を終結いたします。 これより、議案第26号を採決いたします。 おはかりします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか ～異議なしの声あり～
	事務局長	異議なしと認めます。よって議案第26号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」は、原案のとおり決することに決定しました
	議 長	つぎに、議案第27号「六戸町農用地利用集積計画（案）について」を議題とします。 事務局の説明を求めます。
	事務局長	議案第27号「六戸町農用地利用集積計画（案）について」ご説明致します。 農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定により、六戸町農用地利用集積計画（案）を別紙のとおり作成したもので、六戸町長に対して農用地利用集積計画を定めるよう要請することの承認を求めるものであります。 町議案17頁～18頁により説明（省略）
	議 長	事務局からの説明が終わりましたので、質疑を受けます。 質疑ありませんか。 ～なしの声あり～
	議 長	質疑がないようですから、質疑を終結いたします。 これより、議案第23号を採決いたします。 おはかりします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか ～異議なしの声あり～
	議 長	異議なしと認めます。よって議案第23号「六戸町農用地利用集積計画（案）について」は、原案のとおり承認することに決定しました。

議案第28号	議 長	次に議案第28号「特定農地貸付け承認について」を議題と致します。事務局の説明を求めます。
	事務局長	議案第28号「特定農地貸付け承認について」ご説明いたします。 六戸町長から、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律大3条第1項(特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律施行令第4条第1項)の規定に基づき、特定農地貸付けについて申請があったので、これを行うことの承認を求めるものであります。 町議案20頁により説明(省略)
	議 長	事務局からの説明が終わりましたので、質疑を受けます。 質疑ありませんか。 ～なしの声あり～
	議 長	質疑がないようですから、質疑を終結いたします。 これより、議案第28号を採決いたします。 おはかりします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか ～異議なしの声あり～
その他	議 長	異議なしと認めます。よって議案第28号「特定農地貸付承認について」は、原案のとおり承認することに決定しました。 つづいてその他ですが、何かありませんか。
	事務局	平成25年度農業労働賃金及び六戸町農地賃借料情報を作成したので報告します。なお、労働賃金については「おいらせ農協」指導課と協議し、賃借料情報については24年1月1日～12月31日までの状況です。
	議 長 9番久田委員	今の件について何かありませんか。 農家への周知はどのようにするのか。

	<p>事務局</p> <p>9番久田委員</p> <p>事務局</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p>	<p>現段階では、事務局と町民福祉課の窓口に備え付けし、ホームページにも掲載する予定です。</p> <p>できれば、毎戸配布してほしい。</p> <p>毎戸配布するようにします。</p> <p>その他にありませんか。</p> <p>～ なしの声あり ～</p> <p>ないようですので、3月総会を終了します。 おつかれさまでした。</p>
--	---	---